National Teachers Union of Private Universities and Colleges

私大ユニオン・ニュース

題字：奥平　康弘

第８５号
2023/06/16

全国私立大学教職員組合（私大ユニオン）
〒101-0003東京都千代田区一ツ橋2-6-2
日本教育会館６階
電話03-3262-2151　FAX03-3262-2152
郵便振替00190-3-28088　http://upuc.org/

勤務先私大の寄附行為を再確認しよう
改正私学法は 2025年4月に施行

改正私立学校法は、2025年4月1日で施行される。今回の法改正は、不祥事事件等が続発する私大に対して、実効性のあるガバナンス改革を推進するとされている。しかし、結果的には私学経営者団体の圧力を受けて、ガバナンス改革の実現には程遠いものとなった。ともあれ、私立学校法は、理事会や評議員会など、私学の根本規則を明記したもので、それは各学校法人の「寄附行為」に集約されている。2025年4月1日付で寄附行為は変更されるが、まずは現行の「寄附行為」を再度確認してみよう。

教職員には意外と馴染みの薄い理事・評議員

理事・評議員と聞いても、若手・中堅の組合員にはあまり馴染みがないかと思われる。しかし、学校法人を運営しているのは理事長をはじめとする理事者の面々だ。そして、改正前の私学法第41条には「学校法人には、評議員会を置く。」と定められている。評議員については、学園経営に係りのある一部の教職員以外には、ほとんど関心がもたれないのが現状だ。

しかし、今般の私学法改正で、ガバナンスを担う存在として一躍脚光を浴びることとなった。そこで、まずは現状の評議員制度を再確認してみよう。

評議員会は何をするところか

評議員会は改正前の私学法では「意見聴取機関」と位置付けられ、以下の事項については、理事長に対して評議員会の意見聴取を義務付けている。

① 予算・事業計画
② 事業に関する中期計画
③ 借入金・重要な資産の処分
④ 役員報酬支給基準
⑤ 寄附行為の変更
⑥ 合併・解散
⑦ 収益事業に関する重要事項
⑧ その他寄附行為に定める重要事項

これらの事項は、同法には「寄附行為の定め」により評議員会の「議決事項」とできるとの規定があり、大規模私大等では議決事項としている事例が多い。

評議員には誰が選任されるのか

改正前の私学法には、「評議員となる者は、寄附行為に定めるところにより、次の各号に掲げる者とする。」と規定されている。

① 教職員の内から選任された者
② 卒業者で25歳以上のものから選任された者
③ 学識経験者等から選任された者

評議員の任期や評議員会の開催時期・回数は

改正前の私学法には評議員の任期についての規定は盛り込まれていない。通常、理事の任期と同一で、3年任期と4年任期のケースがほとんどだ。

評議員会は理事長が招集すると規定されているが、開催時期や回数についての記載はない。各私大でかなり相違があるようだが、3月頃に予算、5月頃に決算を取り扱うため、最低でも年間2回は開催されており、平均すると年間4回程度のようだ。

勤務先の私大の寄附行為を再確認してみよう

各私大の寄附行為はホームページ等で情報公開されているので、誰でも入手できる。理事・監事・評議員リストも公表されているので、併せて確認しよう。

〇評議員の人数（教職員・卒業者・学識経験者別に）
〇評議員の選任方法
　教職員評議員は学部毎互選か、理事会選任か
〇評議員会の性、
　意見聴取事項と議決事項はそれぞれ何か
〇評議員の任期、評議員会の開催時期・回数

今回の改正では理事長の暴走を止められない

衆議院文部科学委員会（2023/3/15）会議録より

私学法改正案は、3月9日に衆議院に付託され、3月24日に衆議院で可決された。その間、文部科学委員会で審議が行われたが、ここでは立憲民主党の森山浩行議員による質疑のポイントを紹介したい。

森山浩行衆議院議員

立憲民主党　大阪16区・比例近畿　当選3回
＜衆議院＞ 文部科学委員会／理事
国家基本政策委員会／理事，予算委員会／委員
＜党役職＞ 災害・緊急事態局長/副幹事長,党国会対策委員会副委員長（ヒアリング担当）
＜経歴等＞ 関西テレビ報道部記者,堺市議会議員,大阪府議会議員,大学教員

【学問の自由の保障に変更はない】

○**森山(浩)議員**　大学の自治というものもあるかと思います。学問あるいは研究の内容については自治を確保するということでいいんですか。

○**茂里私学部長**　学問の自由を保障するということは、これまでと考え方は、変わってございません。

〈解説〉 憲法では「学問の自由」が保障されているが、大学で自主的に教育研究ができなければ実態を伴わず、これを保障するものこそ「大学の自治」だ。

【独裁者や飾りだけの理事長では職責を担えない】

○**森山(浩)議員**　三つの報告書を見ていますと、元の部分よりも、これまでの理事を中心とした権限が強い状況に戻っているような印象を受けます。（中略）

日本大学では、理事長に非常に大きな権限が集まってしまった。その原因には、理事長職が非常に長いというようなこともあるのかと思われます。（中略）

逆のことで言いますと、理事長というのが社長に当たるわけで、常任というようなことが言われていないので、何か飾りだけの理事長というのがあり得たり、あるいは独裁者のような理事長があり得たりということがあるのではないかと思います。

〈解説〉 理事長への権限集中の原因は、多選にある。形式的な非常勤では、理事長の職責は担えない。

【この評議員会では理事長暴走を止められない】

○**森山(浩)議員**　評議員会の議決事項は寄附行為の改廃ぐらいのこと、承認事項なのに承認しないとなったら、あるいは、意見聴取事項で意見聴取に対して反対だということになったときでも理事会はそのままごり押しできるというようなガバナンスというのは、やはり理事会のものというようなことにつながるのではないかと思いますけれども、日大のような理事長の暴走というようなものを今回の改正で止められるんでしょうか。

○**永岡文部科学大臣**　学校法人制度におきましては、株主のような特定の持分権者は想定されてはおりませんけれども、私財を投じた創立者、その親族を含む理事会メンバーにおいて建学の精神を受け継がれまして、学校法人の運営についての最終的な責任というのは理事会が負うこととされているところでございます。（中略）

学校法人自らが主体性を持って実効性のあるガバナンス改革を推進することができますよう、文部科学省としてもしっかりと後押しをしてまいりたいと考えている次第でございます。

○**森山(浩)議員**　このガバナンス改革というのは、暴走とか、うまくいかないとか、不祥事とか、こういったものを防ぐためのものですので、ちょっと今の御答弁というのは前向き過ぎる。ガバナンス改革というのは、駄目なものをきちんと止めるということだと思いますので、それで議論を続けていきたいと思います。

〈解説〉 評議員会を議決機関とするとの「有識者会議」等の提言は反故にされ、私学経営者団体等の圧力を受けて、評議員会の役割は、ほぼ現状通りの意見聴取機関に留まった。評議員会が従来通りの理事長の「御用機関」のままでは、理事長の暴走を止めることはできようはずがない。